東洋史研究
第二十九巻 第二・三合併號 昭和四十五年十二月發行

北魏の三都（上）

松永雅生

目次

はしがき
一 廷尉と大理
二 太和十五年までの北魏獄官の推移
三 三都獄官の出自（以上「上」本稿）
四 三都の職掌
五 三都の廃止と部族解消
六 局
むすび

はしがき

北魏は太祖の登國初（386）と中原平定直後（397）の二回に亙って、北人部族の大規模解散を斷行して、部民を編民にな

したと傳えている。從來、太祖のとったこの部落解散を以て北魏王朝下の部族社會は完全に崩壞し去ったものとして論は進められてきた。しかし、裁判制度を檢すると、北人社會の部族制は、その後も脈々と保持せられているように思われる。北人裁判の特色は、部主による部族裁判と、中央にもちこまれた場合の三都裁判の二段構えであった。三都裁判とは部族裁判によっては解決し得ない事案に對して、外都・中都・內都の各大官が執行する裁判である。このような裁判制度の背景には、北人社會に於ける遊牧生活以來の部族社會の強い遺制が働いていたように考えられる。この習俗に對して高祖は侍官によって構成せられた局の強化、三都の廢止、大理の設置、廷尉の權限擴大等の諸方策を實施して、北人社會に傳わる裁判に於ける部族制排除を行なったものと思われる。拓跋王朝下の北人の部族解消の一露頭として三都の推移を以上のように考說した。大方の御示教を賜わらば幸である。

一　廷尉と大理

通典 卷二五 職官七諸卿上大理卿の一節に

今大理者（略中）、（漢）武帝建元四年復爲廷尉、哀帝元壽二年復爲大理（略中）、後魏亦曰廷尉、北齊曰大理寺、置卿・少卿各一人（略下）。

とあって、決疑獄事の官廳が時には大理、時には廷尉と變改を重ねて、北魏では廷尉、北齊では大理寺といったと傳えている。しかし魏書 卷一一一 志 第一六 刑罰七には

神龜中、蘭陵公主・駙馬都尉劉輝、坐與河陰縣民張智壽妹容妃、陳慶和妹慧猛、姦亂耽惑（略中）、門下處奏、各人死刑（略中）。尙書三公郎中崔纂執曰（略中）、案、輝無叛逆之罪、賞同反人劉宣明格（略中）。特敕門下、結獄不拘恒司、豈得一同常例以爲通準。且古有詔、獄寧復一歸大理（略中）、殊乖任寄深、合罪責崔纂、可免郎都坐尙書、悉奪祿一時。

とあって、肅宗の神龜中（518～519）の詔の一節に「且古有詔、獄寧復一歸大理」の語句があって、神龜を遡る古に「大

理の一署のみにはまかせない」といわれたといっている。同じく刑罰志にはこの事件を遡る約十年の世宗永平三（510）年六月の記事として

其年（永平三年）六月、兼廷尉卿元志・監王靖等上言、検除名之例、依律文獄成、謂處罪案成者、寺謂犯罪巡彈後使覆検鞫證定刑、罪狀彰露（中略）、案、署分兩獄理是成、若使案雖成、雖已申省、事下廷尉或寺、以情狀未盡（中略）、或門下立疑、更付別使者、可從未成之條（中略）、大理正崔纂・評楊機・丞甲休・律博士劉安元以爲、律文獄已成（下略）。

とあり、ここにも「大理正・崔纂」とあって、前掲・通典の「後魏亦曰廷尉」という記事とは必ずしも符合しないようである。なお、この議論は太理正・崔纂、評・楊機等側と兼廷尉卿・元志、監・王靖等側によってなされているものであって、廷尉側の上言中に「案、署分兩獄理是成、云々、雖已申省、事下廷尉或寺、云々」とみえて、事件は（門下）省を經て廷尉或いは（大理）寺の兩決獄署の所縮に下げられ、さらに兩署の律文に照してのち裁決は門下省に廻され、そこで天子親臨のもとに裁可を仰ぐという形式をふんだことを示している。したがって永平三（510）年時點に於ける決疑獄事の官廳には明らかに廷尉系と大理系の兩獄官が並存していたことがわかる。しかるに前記・神龜中（518～519）の蘭陵公主毆傷事件に關しては、門下の死刑要求に對して、尚書三公郎中（郎都坐尚書）崔纂が、逃亡犯人の劉輝は反人でもないのに、その獲擒に反人と同一の厚賞懸募を以てするのは、理に叶わぬとして暗に犯人劉輝をかばう態度をとっている。これに對し、肅宗は特に門下に勅して「結獄は恒司に拘わらなければ、一同常例を以て通準となし得ない。且つ古え詔があって、獄はどうして大理に歸そうやといわれている。これ程重任をもつ恒司・崔纂はその任寄に乖くからには、その職郎都坐尚書を免じ、祿一時を奪うべし」という意味のことをいって、犯人・劉輝以下の處分を門下處奏によることにしている。肅宗・勅中の「恒司」は洛陽遷都後の當時にあっては「恒州・官廳」すなわち「舊・代都・官廳」を示す語であって、ここでは「代都時代の獄官」をさし、直接的には郎都坐尚書・崔纂の意であることは明らかであろう。郎都坐尚書が「恒司」といわれる所以は、これが代都時代の北人の獄官である後述の三都の系譜に屬するものであるからであると考えられる。

この事件に於いて特に「恒司＝郎都坐尚書」への任寄を重視し、したがってその權限を強く容認していたのは、これが公主・駙馬都尉等の公主・毆傷事件という北人關係の事件であったからによるものであり、これに對して十年後の永平三年の議論は一般的に「檢除名之例」に於いて「依律文獄成」ということの內容に關し、廷尉と大理で解釋を異にしているところから生れたものに過ぎなかったから、北人たると漢人たるとは問うところでなく、したがって「恒司云々、殊乖任寄深、合罪責」の問題は生れなかった譯である。因みに兩記事に名前を連ねた崔纂については、魏書 卷五七 列傳 第四五 崔挺傳のくだりに

挺族子纂、字叔則、博學有文才、景明中太學博士、轉員外散騎侍郎襄威將軍（中略）、後爲給事中、延昌中除梁州征虜府長史、熙平初爲寧遠將軍廷尉正、每於大獄、多所據明、有當官之譽、時太原王靜自廷尉監遷少卿、纂恥居其下（中略）、又啓求解任、乃除左中郎將領尚書三公郎中、未幾以公事免、後爲洛陽令、正光中卒。

とある。かれは給事中の官にあったとき、永平三（510）年當時、大理正として評・楊機等を率いて意見具申をしているところからすれば、當時、大理正は天子の左右に侍直する侍官中、博學なものが都度々々に任ぜられていたものではなかったかと思われる。かれが神龜中（518～519）の蘭陵公主事件に關與したときは、左中郎將・領尚書三公郎中の官にあった譯である。末尾の「未幾以公事免」は刑罰志・蘭陵公主事件の「合罪責崔纂、可免郎都坐尚書、云々」に照應するからである。當時、かれの本任・左中郎將は鮮卑禁軍の一方の長官で、この事件の被告、蘭陵公主・駙馬都尉劉輝、河陰縣（洛州河陰郡）民・張智壽妹容妃等はともに公主に仕えるものとして配せられたもので北族系出身者であったと思われる。かれの獄官としての（領）尚書三公郎中（又は郎都坐尚書）は鮮卑禁軍長官である左中郎將という本官拜任の上に始めて成り立つものであって、獄官としての尚書三公郎中（又は郎都坐尚書）も鮮卑（北人）系獄官に屬する（後述する三都の流れを汲む）ものであったと考えられる。であるから一方でかれは被告劉輝をかばう發言をなし、他方、肅宗は恒司（鮮卑系獄官・三都の系譜に屬す）である尚書三公郎中（又は郎都坐尚書）崔纂が恒司としての任寄に乖くとして罷免したのであろう。

うらをかえせばこのことは北人（鮮卑）系獄官（ここでは尚書三公郎中又は郎都坐尚書）は北人犯罪に對しては特權的地位が容認せられていたことを物語るものといえよう。であるからこそ肅宗は崔纂を責めて「結獄不拘恒司、云々、殊乖任寄深、合罪責」といったものと思われる。神龜中のこの時點にあってもなお、北人系獄官の北人裁判に對する特權的地位容認というこの現象はどう説明すべきであろうか、その根源を究明することとも關連して、永平三年の例が示す（兼）廷尉卿（元志）系と大理正（崔纂）系の二系統の獄官並立という、前記・通典の記事との、抵觸する裁判機構はいかなる轉機から發生したのであろうか、この點について考説を加えることとしよう。

魏書 卷二一上 列傳 第九上 廣陵王傳の條に

廣陵王羽、字叔翻、太和九年封、加侍中征東大將軍、爲外都大官。羽少而聰慧、有斷獄之稱。後罷三都、羽爲大理、加衞將軍、典決京師獄訟、微有聲譽。遷特進尚書左僕射、又爲太子太保錄尚書事。高祖將南討、遣羽持節安撫六鎭（中略）。領廷尉卿。車駕既發（中略）。十八年春、羽表辭廷尉、不許（中略）。高祖又謂羽曰（中略）、汝始爲廷尉及初作尚書、內外瞻望（下略）。

とあって、宸極の弟であった廣陵王・羽が侍中・征東大將軍の官を拜し、外都大官に任ぜられていたとき「有斷獄之稱」あったが「後罷三都、羽爲大理、加衞將軍、典決京師獄訟、微有聲譽」といっている。このことから、羽が任ぜられていた「外都大官」は斷獄の官であったことは確かである。文中の「後罷三都」の三都については、魏書 卷一一一 志 第一六 刑罰七に

世祖卽位、以刑禁重、神䴥中詔司徒崔浩、定律令（中略）。畿內民（中略）、論刑者、部主具狀公車鞫辭、而三都決之（下略）。

とあるから、部主が裁斷しかねる犯罪事件に關して上申がなされた場合、これに斷獄の決を與えるものが三都であったことが判明する。後述するように三都は外都大官・中都大官・內都大官の三都大官の略稱で、廣陵王・羽傳にみえる「罷三都」は外・中・內都大官を廢止したことを示す。したがってその時まで外都大官であった羽も當然その職を退いた譯であ

る。「後罷三都、羽爲大理、云々、典決京師獄訟」とは、羽にとっては外都大官を解任されて、大理に任ぜられ、京師の獄訟を典決することになったということである。高祖の獄訟の官に對するこの措置は後述するように、太和十八年に達成される洛陽遷都に備えてとられたもので、太和十六年四月の新律令頒布時になされたものと考えられる。羽が外都大官解任と同時に任命せられた「大理」も新律令頒布、三都廢止と同一目的から設けられた機關であって、遷都に際してその前後に發生する京官の諸問題に備えての獄官であったのであろう。魏書卷一四列傳第二神元平文諸帝子孫・司徒石の傳條に

提弟丕、世祖擢拜羽林中郎（中略）。及車駕發代、丕留守（中略）。丕雅愛本風、不達新式、至於變俗遷洛、改官制服、禁絶舊言、皆所不願。高祖知其如此、亦不逼之、但誘示大理、令其不生同異。

とあるのもこれを示すものであって、太和十八年の洛陽遷都直後のことと思われるこの時期に、官制・服制・用語を新式（鮮卑式から中國式）に改めたとき、鮮卑系官人が新式になじまなかったことを高祖も察知して強制しようとせず、大理に命じて新式と本風（鮮卑風）使用によって差別をつけさせないようにしたというのである。このことからも高祖が三都廢止とともに廣陵王・羽を大理に任じた狙いが奈邊にあったかが窺われよう。このように高祖の大理設置は不傳にいう「改官制服、禁絶舊言」等、諸々の國風改廢・新式採用に備えての方針から出たものであったのであろう。しかるに高祖の諸方面に亘る新式採用の方策は、鮮卑系貴族の強い抵抗に遭って、高祖をして「高祖知其如此、亦不逼之、云々、令其不生同異」という妥協的態度をとらざるを得ない立場をとらせたものと考えられる。そしてこのことが裁判現場に於いては前記神龜中の蘭陵公主毆傷事件に對する肅宗の「特勅門下、結獄不拘恒司、豈得一同常例以爲通準。且古有詔、獄寧復一歸大理、云々」という形となって現われることとなったものであろう。すなわち前述したようにこの勅は北人裁判に對する北人裁判官の權限の強大さを物語るものであるが、それと同時に「且古有詔、獄寧復一歸大理」ともあって、決獄は大理の一官廳にのみ委すべきでないといっている。これらのことから推斷すれば、高祖の太和十六年に於ける三都廢止・大理設置は、實は三都（北人獄官＝後の恒司系獄官）の特權停止を狙いとし、大理の一獄官によって北人漢人を問わぬ「一同常例」

の「通準」を以てする裁判にきりかえようとしたものであったに違いない。しかるに高祖のこの施策は北人貴族の強い抵抗に遭って、高祖は間もなく大理の權の縮少、三都系獄官の權力容認という妥協策に出たものと思われる。前記の肅宗勅の「且古有詔、獄寧復一歸大理」は、高祖が大理一獄官による「一同常例」の裁判執行という初めの方針を變更して妥協策にきりかえざるを得なくなった苦衷の語であると思われる。また同勅の「結獄不拘恒司、豈得一同常例以爲通準」という肅宗の言葉の裏にも、實は大理の一に歸して、恒司すなわち三都系獄官の權を削減しようとしたが、恒司の權力を容認しなければ鮮漢同一規準の決獄は成立しないと、強力に抵抗した北人貴族の主張が窺われる。さらにこの勅の末尾に「而尚書治本、納言所屬、云々」という語も、一に歸していた大理の司法權を三都系の尚書（尚書三公郎中又は郎都坐尚書）に分散して三都系獄官の權力復活の過程を裏面から示す語と思われる。このことが太和十六年に「罷三都、羽爲大理」とありながら、遲くとも太和十七年を下らぬ時期にすでに、羽が「領廷尉卿」といって、廷尉卿の名が依然としてみえる所以であろう。高祖が羽を大理から領廷尉卿に改任したことには以上のような事情が伏在していた。したがって大理と廷尉の並立という新情勢下に於ける廷尉は、從前の廷尉の權に加うるに三都の權力回復の容認ということが內包せられていたものと考えられる。以上、神龜中の蘭陵公主毆傷事件に對して發せられた肅宗の勅を通して推究せられる大理と廷尉の關係についてくどくどしく述べたが、これを分り易く要約すれば、太和十六年、三都を廢して大理としたことの狙いは、獄官として北人裁判に強大な權力を有していた鮮卑系機關の三都の權を奪い、鮮漢同一規準によって裁判を執行する獄官としての大理の新設にあったが、これに對する鮮卑系貴族の強力な抵抗に遭った高祖は、太和十七年を下らぬ時期に、廷尉に復して三都存在中にこれと並立していた前代以來の廷尉機構の中に、三都の裁判權の溫存を容認しつつ鮮卑系部人への特殊裁判を削減してゆくという妥協策に出たものである。

廣陵王・羽は高祖の鮮卑系獄官の權力削減という眞意から發した獄官機構の改訂、すなわち三都廢止・大理新設の線に沿って、太和十六年に「羽爲大理」とされたが、鮮卑系官人の抵抗を受けて、太和十七年を下らぬ時期に「領廷尉卿」と

いう職名に改任されたのである。このことが前記の廣陵王傳に「高祖又謂羽曰、云々、汝始爲廷尉及初作尚書」とある所以で、羽が始めて廷尉及び初作（始めて作られた）の尚書になった、と高祖がよびかけたものと思われる。ここにいう「始爲廷尉」という意味は、羽は廷尉という獄官が前代以來なかったところに、ここに至って設置された廷尉に任用されたという意味ではあるまい。というのは魏書（卷二五 列傳 第一三 長孫道生傳に

長孫道生嵩從子也（中略）。世祖卽位、進爵汝陰公、遷廷尉卿。

とあって、長孫道生は世祖の卽位と時を同じくして廷尉卿に遷ったこと、或いは魏書（卷三三 列傳 第二一 王憲傳に

皇始中駕次趙郡之高邑、憲乃歸誠（中略）。世祖卽位、行廷尉卿、出爲上谷太守。

とあって、この例も亦世祖卽位によって王憲が行廷尉卿に任ぜられたことを傳えており、さらに魏書卷七上、高祖紀、太和四年四月乙卯の條に

幸廷尉籍坊二獄、引見諸囚、詔曰（中略）、宜隨輕重決遣、以赴耕耘之業。

とあり、また同書同卷、太和四年九月戊子の詔に

隆寒雪降（中略）、可遣侍臣、詣廷尉獄及有囚之所。周巡省察飢寒者、給以衣食。

等とあって太和四年當時、天子が廷尉に幸したり、侍臣をして廷尉の獄及び囚を見舞わせている。これらの諸例からすれば廣陵王・羽が高祖から「汝始爲廷尉」といわれる以前からずっと廷尉の官が存在したことは確かである。したがって高祖のいう「汝始爲廷尉」とは、太和十六年に北人專門の獄官・三都と北人以外のものの獄官・廷尉の二本立を併合して大理とし、ここに統合された單一の獄官・大理を以て鮮漢一同常例の決疑獄事を執行しようと企てたところ、北人の不滿を買ったので大理の地位の低下又はその廢止を行なって廷尉の權を強化すると同時に、この廷尉には三都系獄官すなわち遷都後の恒司の裁判權を強く容認し、寧ろ三都系獄官に近い廷尉となしたものであろう。廣陵王・羽が初任をみたのはこの意味の廷尉であって、從前の非北人の獄官・廷尉と北人系獄官・三都の權を併せると同時に三都系獄官への傾斜を強くも

つ廷尉である。新生の意味に於ける廷尉は前代からは全く例を見ないものである。以上のような意味に於いて高祖は羽に「汝始爲廷尉」といったものと思われる。それでは高祖の次の語「初作尚書」とはどんな意味であろうか。前記の魏書刑罰志と崔纂傳によれば、崔纂は世宗治世の永平三（510）年六月の意見具申では大理正であり、熙平中（516～517）の冀州妖賊・延陵王賈の負罪逃亡事件では廷尉卿・裴延儁と相對して「正崔纂」とあるのを、列傳に徴すれば廷尉正である。しかし神龜中（518～519）の蘭陵公主毆傷事件に於いては「尚書三公郎中崔纂執臣」と述べ、肅宗の逆鱗にふれて上申意見の罪責を問われるときには「合罪責崔纂、可免郎都坐尚書、云々」とあって、同事件に干與した崔纂の官職を前には「尚書三公郎中」といい、後には「郎都坐尚書」といっており、崔纂傳でかれが獄官罷免直前の官職は「乃除左中郎將・領尚書三公郎中」とあるから「尚書三公郎中」がその獄官としての官職とみてよい。以上、崔纂の獄官としての經歷を辿れば永平三年では大理正、以後熙平中にかけては廷尉正であり神龜中には「尚書三公郎中」又は「郎都坐尚書」である。またこれらの裁判に對する發言者の順序をみれば、もちろん事件の輕重、陪席官人の多少等によって發言順序にもときに相異はあるとしても、天子を除けば大體に於いて高位者の發言が最初になされるのが原則であったと思われる。このことと崔纂の獄官歷等から考えれば「尚書三公郎中」又は「郎都坐尚書」は大理正・廷尉正よりは上位の官であり、廷尉卿を下らぬ、少なくともこれに近い權限を與えられた獄官であったと思われる。このことは太和十六年の三都廢止とともに大理となり同十七年を下らぬ時期に廷尉卿を領した廣陵王・羽の官歷からも推察がつく。むしろ單的に「尚書三公郎中」「郎都坐尚書」は廷尉卿と對等又はこれに近い權限を有する官であって、三都廢止による大理への權限統轄に對する北人の不滿を緩和するため、北人獄官の北人裁判に對する權限の容認を明示するための獄官として設けたものと考えられる。というのは「郎都坐尚書」の「都坐」については魏書 卷三 列傳 第二〇 封懿傳に

封懿字處德、渤海蓨人（中略）、（慕容）寶敗歸闕、除給事黄門侍郎・都坐大官・寧朔將軍・章安子、太祖數引見（中略）。太宗初、復徴拜都坐大官。

とあって、慕容寶に仕え、中書令民部尚書であった封懿が歸闕後、太祖・太宗の兩帝から拜した官職の一に「都坐大官」があったことが知られる。「都坐大官」は魏書 巻一九中 列傳 第一七 任城王・雲傳に

顯祖時拜都督中外諸軍事・中都坐大官、聽理民訟、甚收時譽（中略）。於是傳位於高祖（中略）、顯祖聞而嘉之、復拜侍中・中都大官、賜帛千匹・羊千口、出爲冀州刺史。

に於ける、任城王・雲が顯祖から第一回目に拜した「中都坐大官」の（外・中・內への）未分化時代の名稱であったと思われるのに、中都坐大官となった雲の業績を述べて「聽理民訟」といっているから、この官が獄官であったことは明らかである。中都坐大官が獄官であるならばその原形である都坐大官も獄官であったに相違ない。而かも都坐大官・中都坐大官及び雲が第二回目に拜した中都大官は後述するように三都の源流又はその中の一機關であって、等しく北人を對象とする獄官であることを考えれば、上記の神龜中に崔纂が帶びていた「郎都坐尚書」も北人を專管する三都に權限も名稱もその根源を有する獄官であったと考えて誤ではあるまい。神龜中に崔纂が帶びていた「郎都坐尚書」という職名は北人專管の獄官・三都に系列をひくものであり、これを亦「尚書三公郎中」の一つに數えていたこと前記の通りである。とすれば高祖が廣陵王・羽に呼びかけて「汝始爲廷尉及初作尚書」といった中の「初作尚書」は、當時の羽の職歷や、高祖の羽へのこの呼びかけが三都廢止から日なお淺い太和十九年の時點でなされていること等の點から、明らかに「郎都坐尚書」及び「尚書三公郎中」であったと斷じて誤あるまい。

以上、太和十六（492）年以前に於ける北魏の決疑獄事の官は、廷尉と三都の二本立てであって三都が北人專管の獄官であったのに對し、廷尉は主として三都管轄外の漢人等を對象とする獄官であること、及び太和十六年に三都を廢して大理を設置し、大理の一獄官による一同常例の全裁判權統合を企てたが、北人側の反擊に遭って太和十七年を下らぬ時期に廷尉・大理の二本立てとするとともに、廷尉の權を重くして廷尉の中に「郎都坐尚書」又は「尚書三公郎中」という三都系獄官（これを遷都後は時に恒司ともいう）を新に任じて北人側の不滿を緩和するとともに、北人專管の獄官である三都系獄官

の權限を溫存していった經過を述べた。それでは、太和十六年に高祖が三都を廢止し、大理を新設してその權限強化の計を推進しようとした理由は奈邊に存するのであろうか、高祖が企てた、大理の一官による全裁判權統轄の計は北人の抵抗を受けて充分には達成できなかったが、高祖が北人專管の獄官三都の權を削減しようとしたことは明らかに看取できる。高祖にこの措置をとらせた三都及び三都に至るまでの北魏の獄官はどんな推移を辿ったのであろうか、これらの點の究明なくしては太和十六年乃至十七年に於ける高祖の獄官對策の狙いは解明し難い。

二　太和十五年までの北魏獄官の推移

拓跋部族が漠北遊牧中とっていた辭訟決事に關しては魏書（卷一一一）志（第六）刑罰七に

魏初、禮俗純朴、刑禁疎簡、宣帝南遷、復置四部大人、坐王庭、決辭訟、以言語約束、刻契記事。

とあり、魏書（卷一）帝紀（第一）序紀には

其後世爲君長、統幽都之北・廣漠之野、畜牧遷徙、射獵爲業、淳樸爲俗、簡易爲化、不爲文字、刻木紀契而已。

とあるように、北土大鮮卑山に據り、これによって部族名を號した當時から、淳樸簡易で文字をもたず木を刻んで約束の證としていた頃、六代目に當る宣帝が南遷して、刑罰志に記すように「復置四部大人、坐王庭、決辭訟」という部族所屬の四巨帥である四部大人を王庭に集め、王の主宰下に部人の訴訟犯罪を裁くという方式が行なわれていたことが知られる。このような部大人を王庭に侍らせて獄事を議するという方式は、遡れば匈奴單于庭の王庭裁判①の流れに順い、下れば後述するように北魏・三都裁判の源流をなすものといえよう。決疑獄事に對する畜牧遷徙時代の上の方式が建國後の北魏王朝下にどんな形で踏襲されたかをみれば前記の魏書（卷三二）列傳（第二〇）封懿傳に

封懿字處德、渤海蓨人也、曾祖釋、晉東夷校尉（中略）、（懿）仕慕容寶、位至中書令民部尚書、寶敗歸闕、除給事黃門侍郎・都坐大官・寧朔將軍・章安子（中略）、太宗初復徵拜都坐大官、進爵爲侯、泰崇二年卒。

とあって、後燕主慕容寶に仕えて中書令・民部尚書の官にあった封懿が、太祖に歸闕して都坐大官の職に任ぜられたことを傳えている。太祖の中山攻略は魏書（卷五九 列傳 第八 三）徒河慕容廆傳中の慕容德傳に

皇始二年既拔中山、太祖遣衞王儀、攻鄴。

とあるによれば、皇始二（397）年、すなわち太祖が代王の位に卽いた登國元（386）年からは十二年目、太祖が皇帝を稱した天興元（398）年を遡ること十二年の時期に當る。皇始二年に中山で敗れた慕容寶は龍城に東奔し更に南下して中山奪回を企てたが蘭干に殺されている。封懿傳に「寶敗歸闕」とあるのは以上のような慕容寶敗退及びその直後の封懿の歸闕を示すものであり、慕容寶の中書令・民部尚書の地位にあった封懿を給事黃門侍郎・都坐大官・寧朔將軍の官に除したのも、亦かれの歸闕直後のことと考えてよい。管見を以てすれば「都坐大官」の職名は皇始二年と思われるこの時期に「給事黃門侍郎」という天子側近官としての封懿をこれに任じたというこの記事が初見である。封懿は亦太宗の初（409）にも徵せられて都坐大官を拜している。封懿が拜した都坐大官が後述するように三都の源流であることには相違ないが、太祖太宗の立場からすれば、當時中原攻略と征服地の鎭撫に專念しているとき、北・漢人の習俗にも征服地の事情にも精通した敎養人が左右に侍直して、適切にその諮問に答え得るという機構を作るということは甚だ肝要なことであったに違いない。この機構の中の一人に充てられたものが慕容寶に仕えて充分な經驗と敎養を身につけている封懿であって、かれに對する諮問內容は主として北人に對する決疑獄事の案件であったのであろう。というのは魏書（卷一九中 列傳 第七 中 景穆十二王任城王雲傳に

顯祖時、拜都督中外諸軍事・中都坐大官、聽理民訟、甚收時譽（中略）、顯祖聞而嘉之、復拜侍中・中都大官、賜帛千匹・羊千口。

とあって、任城王・雲が顯祖の時（466～470）、都督中外諸軍事・中都坐大官を拜して、民の訴訟を處して名聲を博したと傳えている。「聽理民訟」する職分は雲が拜した都督中外諸軍事に屬するものではなく、兼領した「中都坐大官」に屬す

るものと考えられる。とすると「中都坐大官」は民の訴訟を裁く獄官であった譯である。雲は後、徐州刺史に出たが再び召されて侍中・中都大官を拜している。中都大官の職分について示唆に富む記事として魏書（巻一九上 列傳第七上）景穆十二王・京兆王傳に

京兆王・子推、太安五年封、位侍中・征南大將軍・長安鎮都大將（中略）。入爲中都大官、察獄有稱。

とあって、顯祖治世中と思われる時期に、京兆王・子推は入京して中都大官となって、察獄に名聲を得たと傳えている。とすれば前の任城王・雲が第二回目に拜した「中都大官」もかれが第一回目に拜した「中都坐大官」と同様に獄訟の官であった譯である。但、以上三例中、同じ獄訟の官を雲傳では第一回目は中都坐大官といい第二回目の拜命では中都大官といい、子推傳では中都大官と呼んでいるが、これは多分同一職名に前者は坐を入れ後者はこれを省いたものであろう。中都大官或いは中都坐大官の「中」は後述するように、内都大官・外都大官の「内」「外」に對する語であって、「中」「内」「外」は管掌區域を示すものと思われるから、「都坐大官」の職能は、これら獄官の管掌區分がなされなかった以前の獄訟の官の名稱であったとみて誤ではあるまい。とすれば中山攻略直後の皇始二（397）年、太祖が封懿を除し、同じく即位直後に同人が太宗から拜した「都坐大官」は管掌地域區分以前の獄官であった譯である。因みに「都坐大官」の語がみえるのは前記の封懿傳に限られ、爾後散見するものはすべて「中」「内」「外」を冠しておる。とすれば獄官としての「都坐大官」の初置は魏書（巻一一三 志第九）官氏九、皇始元（396）年の條に

始建曹省、備置百官、封拜五等、外職則刺史太守令長已下有未備者、隨而置之。

とある中の「始建曹省、備置百官」の百官に含まれるものであって、前述の封懿がこの官を拜したのは百官備置のすぐ後であった譯である。但し、前述したようにその職掌は、廷尉とはその分攝範圍を異にしたとはいえ後年のように細分完備せられたものではなく天子の諮問に答えるという程度のものであったと考えられる。而かも封懿が太宗の初に徵せられて再び「都坐大官」を拜していることからすれば、太宗初年までは「都坐大官」に「中」「内」「外」の分擔區分は設けられ

なかったものと考えねばならない。しかるに魏書（卷一五）列傳（第三）昭成子孫の素の傳に

素、太宗從母所生（中略）、賜爵尚安公、拜外都大官、世祖初（中略）、假節征西大將軍、以鎮之、後拜內都大官。

とあって、昭成帝・什翼犍の曾孫素が太宗によって外都大官に任ぜられている。とすれば太宗治世中（409～423）の或る時期に「都坐大官」内に分擔割りが行なわれたこととなる。その時期が太宗治世中のいつであるかは速斷の限りではないが、後述するように三都は部人裁判を專管する獄官であることから考えれば、部人機構を整備したときのことと考えられる。とすれば三都分立の時期は、魏書（卷一三）志（第九）官氏九泰常二（417）年夏の

置六部大人官、有天部地部東西南北部、皆以諸公爲之、大人置三屬官。

という措置と同時、すなわち太宗の泰常二（417）年夏に都坐大官を「內」「中」「外」都大官に分立したものであろうと考えられる。このことが前述のように素が太宗からは外都大官世祖からは內都大官を拜するということとなったのであろう。なお、前記の任城王雲が顯祖の任命により拜した中都坐大官もここにいう中都大官と同一の官であって、中都坐大官の呼稱は、太祖が封懿を都坐大官に任用した「都坐」の呼稱の傳習によるものに違いないし、また、魏書（卷二四）列傳（第一二）崔玄伯の中の崔寬傳に寬の長子・衡の傳を記した一節に

長子衡、字伯玉、少以孝行著稱（中略）。承明元年、遷內都坐令、善折獄、高祖嘉之。

とあって、崔寬の長子・衡が承明元（476）年に內都坐令に遷って折獄をよくしたと傳えていて、刑獄の官の呼稱に都坐の語を用いたのも同じ理由からであろう。但、ここにいう內都坐令が多く散見する內都大官と全くの同一官であるかどうかの斷定は憚るとしても、職分からは略々これに等しいものであったことは確かであろう。

以上によって北魏・獄訟の官の一つである都坐大官が、北魏王朝草創の太祖皇始元（396）年に設けられ、これが太宗泰常二（417）年夏に恐らくその管轄領域の區分に應じて（この點は後述する）「中」「內」「外」に三分され、それぞれ「中都大官」「內都大官」「外都大官」となったものであろうことについて考說した。しかし、決疑獄事の中央機關である廷

尉並びに同機關の長官・廷尉卿の存在は、前述したように世祖卽位時の行廷尉卿・王憲、同じ時期の廷尉卿・長孫道生及び高祖太和四年の廷尉巡幸の諸例から考えられる通り、遲くとも太宗時代には存在していたとみてよい。とすれば、廷尉と三都は、太和十六年の三都廢止までは並存して、ともに中央に於ける獄訟の機關であった譯である。同じ獄訟の機關である廷尉と三都の並存の目的は奈邊にあったのであろうか、刑獄二機關並立の理由究明には、それぞれの職分についての解明が先行條件として要請されねばならない。この意味に於いて三都の職掌について考說すべきであると思われる。

三　三都獄官の出自

三都が獄訟の官であることは、前述の任城王・雲傳に「拜中都坐大官、聽理民訟、甚收時譽」とか、京兆王・子推傳に「入爲中都大官、察獄有稱」とか、魏書三卷三列傳一第二王憲傳に「尋拜外都大官、後爲中都、歷任二曹、斷獄稱旨」とか、魏書一卷五列傳第三九呂羅漢傳に「後拜內都大官、聽訟・察獄多得其情」等とあることによって明白である。しかし、同じく獄訟を任とするものには前述したように廷尉・大理等の官もある。三都の廢止と大理の設置のいきさつについては前に考說を加えたが、太和十六年の三都廢止まで並置せられていた廷尉と三都の中、三都が管轄する職分はいかなるところにあったのか、その職分を解明する手がかり把握の上から、三都就任者の出自を明らかにすることは有効であると考えられるので、手許にある史料から摘記してみよう。これを表示すれば次表のようになる。

三都就任者出自一覽表

氏名	出身地及び姓族	就任時の兼官又は就任前の官職	就任三都の官職 都坐大官	内都大官	中都大官	外都大官	就任時代	備考
封懿	渤海蓨人（蕭容實の中書令・民部尚書）	黄門侍郎（兼）	○				太祖	
		（太宗復徵）	○				太宗	
閭大肥	蠕蠕人	爵其思子・上賓・八議（前）		○			太宗	
		使持節安陽公（前）		○			世祖	
		使持節冀青二州刺史・假滎陽公（前）		○			世祖	
閭鳳	閭大肥子	襲爵（滎陽公）		○			高宗	
樓伏連	代人	成等將軍・爵列侯（前）		○			太宗	
樓大拔	樓伏連子	歷位尚書散騎常侍征西將軍・永平侯（前）			○		高祖	
素	昭成・曾孫	假節征西將軍（前）		○			世祖	
		爵尚安公（兼）				○	太宗	
張度	上谷沮陽人	和龍鎮都大將（兼）			○		世祖	
張溫	張度弟	廣寧太守（兼）		○			世祖	
王憲	北海劇人	上谷太守・加中壘將軍（前）			○		世祖	
王嶷	王憲子	持節鎮西將軍秦州刺史・華山公・散騎常侍（前）		○			高祖	
羅結	代人	侍中總三十一曹事（兼）				○	世祖	
呂	太祖族弟	江夏公（兼）				○	世祖	

那	平文皇帝孫	高凉王（兼）					世祖	
齊	烈帝玄孫	河間公（兼）		○			世祖	
新成	景穆子	陽平王・征西將軍（前）		○			世祖	
小新成	景穆子	濟陰王				○	世祖？	和平二年封、世祖・高宗間
大賜	景穆子	汝陰王・鎭南大將軍・虎牢鎭都大將（前）		○			世祖？	和平三年封、世祖・高宗間
楨	景穆子	南安王・征南大將軍（前）			○		顯祖？	皇興二年封、顯祖・高祖間
		南安王		○			顯祖？	
于栗磾	代人	枋頭都將（前）				○	世祖	
李寶	私署凉王・李嵩孫	沙州牧・敦煌公（兼）				○	世祖	
		鎭西將軍・并州刺史（前）		○			世祖	
薛謹	自蜀徙於河東之汾陰	安西將軍・秦州刺史・陪陵公（前）		○			世祖	除內都坐大官とあり
唐和	晉昌宜安人	濟州刺史（前）		○			高宗	
陸俟	代人	都督秦雍二州諸軍事平安將軍長安鎭都大將（前）		○			世祖	
		散騎常侍（兼）				○	世祖	
皮豹子	漁陽人	尙書（前）		○			高宗	
		（高宗復徵）		○			高宗	
張黎	雁門平原人	太尉（前）				○	高宗	以議不合旨、黜爲外都大官
古弼	代人	司徒（前）				○	高宗	同前

良	明元孫	樂安王・長安鎮都大將雍州刺史（前）		○			高宗
于洛拔	前出・于栗磾子	使持節散騎常侍寧東將軍和龍鎮都大將營州刺史（前）				○	恭宗
子推	恭宗子	京兆王長安鎮都大將（前）			○		顯祖
雲	恭宗子	任城王・都督中外諸軍事（兼） 征東大將軍開府徐州刺史（前）侍中（兼）			○ ○		顯祖 顯祖
乙斤	平文皇帝孫	高涼王				○	顯祖
休	景穆子	安定王・西南大將軍（兼） 使持節侍中・儀同三司・和龍鎮將（前） 使持節征北大將軍撫冥鎮大將（前）			○ ○	○ ○	顯祖 高祖 高祖
鸞	城陽王長壽（景穆子）	城陽王・北都大將（前）				○	高祖
幹	獻文子	河南王・衛大將軍侍中（兼）			○		高祖
呂羅漢	本、東平張壽、其先徙居幽州	鎮西將軍秦益二州刺史（前）		○			高祖
催衡	祖・彤、南陽王保、隨晉地隴右、避遂仕於沮渠	內祕書中散（前）		○			高祖
禧	獻文子	咸陽王・侍中驃騎大將軍（兼）			○		高祖
他	太武孫	淮南王・使持節涼州諸軍事・鎮西大將軍・儀同（前）			○		高祖
羽	獻文子	廣陵王・侍中征東大將軍（兼）		○			高祖

後罷三都、羽爲大理…高祖又謂羽曰…汝始爲廷尉及初作尚書

遷內都坐令とあり

高祖以諸弟典三都

皇興二年封、顯祖・高祖間

三都が征服王朝として征服民族・北人に對する拓跋王家の北人掌握と支配についての要職であったことは魏書一上列傳第九上獻文六王・咸陽王傳の條に

咸陽王禧、字永壽、太和九年封、加侍中驃騎大將軍・中都大官（中略）。高祖以諸弟、典三都。誡禧等曰、汝等國之至親、皆幼年、任重、三都折獄、特宜用心（下略）。

とあって、その諸弟の咸陽王・禧を初め廣陵王・羽、河南王・幹等を之に任じたことからも、三都を典する者の「任重」「三都折獄、宜用心」といったことからも充分察せられるところである。而して三都の制は太祖が中原平定後に封懿を都坐大官に登庸したときを濫觴として、高祖が太和十六（492）年にこれを廢止するまで、北魏初中期の約百年間に亘って、北人裁判及びそれとの關連事項について北人を管掌する機關として、この王朝にとっては必要不可缺の制として存置せられた。この間にあって三都の中の何れかの官に就任した者を表記したのが前表である。この表に掲げた三九人が列傳の性質上から、否、かりに列傳には三都就任者を全部網羅しているとしても筆者の見落しがないとは斷じかねることから、これが三都就任者の總べてであるとは斷定の限りではない。しかし就任者の大數について檢討を加えることは三都就任者の一般的傾向を知る上に重要な示唆を與えるものと考えられる。いまこの表を分析し考證することとしよう。

まず三都就任者の出自を大別すればこの中に拓跋王家すなわち宗室の出身者として素・呂・那・乙斤・齊・良・新成・小新成・大賜・楨・鸞・幹・子推・雲・休・禧・他・羽の十八人を擧げることができる。かれらは等しく天子の族弟であったり先考の子孫である者であって、文字通り宗室の柱石であり時の天子には尤も信を得ていたものである。後述するように三都裁判は各都大官の管轄地域がそれぞれに分擔せられていたとはいえ、それは檢察・提案までの段階であって審議裁決は三都大官全員の協議によってなされたものと思われる。而かも後述の張黎・古弼が同時に外都大官を拜した例からも察せられるように審議に參加する都大官の數も「內」「中」「外」都大官それぞれ一人宛とは限らず時によって人數に伸縮があったものと考えられる。このようにして構成せられていた三都會議ともいうべきものに拓跋王家を代表

して、拓跋部族の傳統を踏襲するとともに王家・宗族の利益を主張するものがかれらであったと考えられる。次に宗室以外のものには閭大肥・同鳳の兄弟、樓伏連・同大拔の父子、張度・同溫の兄弟、王憲・同嶷の父子、于栗磾・同洛拔の父子及び封懿・羅結・崔衡・李寶・薛謹・唐和・陸俟・皮豹子・張黎・古弼・呂羅漢の二十一人がある。これら二十一人のものについて共通にいえることは、父祖以來北人社會の中にあってその傳統習俗に通曉していると考えられることである。北人社會の事情を知悉しているこの二十一人もなお仔細に檢討すれば、漢民族的な學問制度に對する素養を身につけた上、祖先以來北人社會と深い關係をもってそれに通じたものと、北族部人の酋帥・藩王又は部落有力者として拓跋家に仕えてその軍事力に寄與したものの二種に分けることができる。而して前者に屬するものとして封懿・王憲・同嶷・張度・同溫の五人を擧げることができよう。但、代人・古弼、雁門平原人・張黎は上記の五人に類似した點もなくはないが、魏書卷五帝紀第五高宗紀興安元年十有一月甲申の條に

太尉張黎・司徒古弼、以議不合旨、黜爲外都大官。

とあり、又、魏書卷二八列傳第一六古弼傳・張黎傳には

古弼代人也(中略)。恭宗總攝萬機、徵爲東宮四輔、與宜王穆壽等、並參政事(中略)。世祖崩、吳王立、以弼爲司徒。高宗卽位、與張黎並坐議不合旨、俱免、有怨謗之言。其家人告巫蠱。俱求法。張黎雁門平原人也、善書計(中略)。恭宗初總百揆、黎與東郡公崔浩等輔政(中略)。恭宗薨於東宮、黎兼太尉、持節奉策謚焉。吳王餘立、以黎爲太尉。後以議不合旨免、仍與古弼並誅。

とあって、この兩人は世祖の後年、恭宗が萬機を總攝した時期に帷幄に參じて政治に參與した重臣であって、世祖崩後に吳王・餘が立つと弼は司徒に、黎は太尉に任ぜられて國政の樞機に立つこととなった。しかるにやがて高宗が卽位すると、兩人とも「議不合旨」の故を以て官を免ぜられ、後誅せられたと傳には記している。しかし帝紀・高宗紀には「黜爲外都大官」と述べているところからすると「俱免」ぜられた直後には「黜爲外都大官」であり、その後「並誅」せられたので

あろう。とすれば政治の才能を以て國政の樞機にあった古弼・張黎の兩人が一時的にもせよ、外都大官に任ぜられたことは前記の封懿等五人の三都拜命の事情と類を等しくしている。しかしこれらの記事によって兩人の三都拜命の事情が知られるように、要職を黜けられて誅に伏するまでの一時的方便として任ぜられた左遷の地位に過ぎず、寧ろこの場合の外都大官は散官的のものであったといえる。この點に於ては後述するところからも判明する通り封懿等五人の三都就任とは同列に考うべきではあるまい。但、前にもふれたように古弼・張黎が同時に外都大官に任ぜられたことは「內都」「中都」「外都」大官のそれぞれが單數に限らなかったことを示す。

こうみてくると封懿以下五人と古弼・張黎二人を除いた閭大肥兄弟・樓伏連父子・羅結・于栗磾父子・李寶・薛謹・唐和・陸俟・皮豹子・呂羅漢・崔衡の十四人は北人部族の蕃王・酋帥又は部落有力者としてその武力を以て拓跋王家の征服戰爭に協力したものといえる。而してこの中、樓伏連父子・羅結・于栗磾父子・陸俟の六人は等しく代人であって父祖以來、拓跋王家股肱の腹心として苦難を共にしながら戰って來た舊臣又はその子孫であるのに對して、閭大肥兄弟・李寶・薛謹・唐和・皮豹子・呂羅漢・崔衡の八人は、その出身地もそれぞれ「蠕蠕人」「私署凉王・李暠孫」「自蜀徙於河東汾陰」ったものであったり「晉昌宜安人」「漁陽人」「本、東平張壽であったが其先徙居幽州」したもの、或いは「祖彤、隨晉南陽王・保、避地隴右、遂仕於沮渠」えたものであったりするとともに、かれらは早くて太祖、その多くは太宗以降世祖時代に歸誠したものであって、この間に進められた被征服地に於ける蕃王乃至有力部帥をその前身とするものである。この點上記の樓伏連以下六人が代人であって譜代の腹心の出であるのとは趣を異にする。こうみてくると昭成曾孫・素以下の宗室出身者十八人と上記の古弼・張黎の二人を除いた他の十九人は、學問的法制的素養をもって三都に就任した封懿以下五人と、拓跋王家譜代の臣ともいうべき代人武將の樓伏連以下六人と、多く太宗以降の被征服地の部帥にその出自をもつ武人・閭大肥以下八人の三種に分類される。以下それぞれについて簡單にかれらの經歷を述べることとしよう。

學問的漢人官僚的素養のもち主としての三都就任者、封懿・王憲父子・張度兄弟五人のうち封懿については前節に述べ

た。王憲については魏書 巻三 列傳 第二 王憲傳に

王憲字顯則、北海劇人也、祖猛苻堅丞相（中略）。皇始中興駕次趙郡之高邑、憲乃歸誠、太祖見之曰、此王猛孫也。厚禮待之、以爲本州中正領選曹事、兼掌門下。世祖卽位、行廷尉卿（中略）。尋推外都大官、後爲中都、歷任二曹、斷獄稱旨。

とあり、前秦・苻堅の丞相・王猛を祖とし苻丕の丞相・王永を伯父にもつ憲は皇始中すなわち太祖の中原平定中に歸誠してその厚禮を受け、本州中正・領選曹事を拜命して門下も兼掌している。世祖が卽位すると行廷尉卿となり後、外都・中都の二大官を歷任して斷獄旨に稱うと賞せられている。憲の次男・嶷については王憲傳のくだりに父の任を以て中書學生となり高祖初年から南部尙書にあること十四年、在任中南州多事のため文奏几に盈ちたとある。後、內都大官となっている。

張度・張溫兄弟については魏書 巻二 列傳 第一 二 にかれらの父・張兗のことを記して

張兗字洪龍、上谷沮陽人、祖翼遼東太守。父卓昌黎太守。兗初爲郡五官掾（中略）。太祖爲代王、選爲左長史（中略）。既克中山、聽入八議。

とある。これによると兗は漢人官僚・遼東太守・翼を祖に、昌黎太守・卓を父にもち自らも郡五官掾の地位についていたが、太祖が代王になるとこれに歸誠し、中原平定後建國してからは議政の官八議に列せられている。このような系譜と經歷をもつ兗についてはなお魏書 巻二 列傳 第一 四 二 崔玄伯の一節には「與張兗討總機要草創制度」とあるから崔玄伯と共に北魏王朝草創のときに重要政務を對總し、制度を草創した國家樞要の漢人官僚であったことが知られる。張兗の次子・度は上谷太守及び和龍鎭都大將を經て後、中都大官となっており、度の弟・溫も外都大官・廣寧太守を歷任している。前に述べたように封懿は五胡の國・後燕・慕容寶の中書令・民部尙書であり同じく王憲の祖・王猛、伯父・王永は前秦・苻堅及び苻丕の丞相であってかれらは漢人官僚としての素養によってそれら五胡王朝に用いられると共に、その間に於いて北人の習俗傳統に關する對處のしかたについても充分體得したものと思われる。而してこのことは太祖に重用された張兗につ

いてもいえることである。これら漢人官僚としての教養の上に北人國家の高級官僚としての豐かな經驗をもつものの中、封懿は自らが都坐大官として太祖・太宗に重用せられ、王猛の孫・憲は中都大官に疑は內都大官にそして張兗の子の度・溫の兄弟はそれぞれ中都大官・內都大官に任ぜられたということは、北人部族社會の傳統を繼承する三都裁判に中國法制的理念を加味してゆく上に大いに意味があったものと考えられる。事實このことを期待して太祖・太宗も世祖もかれらの三都登庸をなしたものであろう。

次に建國以前から拓跋王家と苦樂を共にして來た譜代の腹心及びその子孫と目すべき樓伏連父子以下の六人について一瞥しよう。樓伏連父子については魏書 卷三〇 列傳 第一八 樓伏連傳に

樓伏連代人也、世爲酋帥（中略）。年十三襲父位領部落。太祖初從破賀蘭部、又從平中山、爲太守（中略）。太宗嘉之、拜成等將軍、賜爵列侯、徵伏連爲內都大官。

とある。これによると樓伏連は十三歲にして父の位を繼いで酋帥となり、太祖の賀蘭部討伐に加わり、幷州刺史となっては西河に鋒を向けて夏の赫連屈孑の軍と戰ってこれに克ち、同方面の反胡を招誘して功を立て、太宗に徵還せられて內都大官に任ぜられている。又、次男・大拔は尙書・散騎常侍・征西將軍を歷位した後、高祖の初に中都大官を拜命している。

羅結については魏書 卷四 列傳 第三二 羅結傳に

羅結代人也、其先世領部落、爲國附臣。劉顯之謀逆也、太祖去之、結翼衞鑾輿從幸賀蘭部、後以功賜爵屈虵侯。太宗時除持節散騎常侍寧南將軍河內鎭將。世祖初、遷侍中外都大官・摠三十六曹事。

とある。羅結も樓伏連と同じく部落を領有している酋帥であって國附臣となったものである。劉顯が太祖に謀逆するや結は鑾駕を護衞して賀蘭部に行き、功によって爵・屈虵侯を賜わり、太宗の初めには散騎常侍寧南將軍の地位を以て河內鎭將となり、世祖初には入って侍中・外都大官・摠三十六曹事に遷っている。

于栗磾父子については魏書 卷三一 列傳 第一九 于栗磾傳に

于栗磾代人也（略中）。武藝過人、登國中拜冠軍將軍假新安子。後與寧朔將軍公孫蘭、領步騎二萬、潛自太原從韓信故道、開井陘路、襲慕容寶於中山。既而車駕後至、見道路修理大悅、卽賜其名馬（略中）、世祖征赫連昌（略中）。尋遷使持節都督兗桓二州諸軍事鎭南將軍枋頭都將、又、爲外都大官、平刑折獄、甚有聲稱。

とあって、于栗磾も前二者と同じく建國の功勞者で太祖の中原攻略には井陘路を開き、中山攻略の先蹤をなすと共に常に太祖側近にあって戰場を馳驅したものである。また世祖の夏主・赫連昌攻伐には力戰した功により使持節都督兗桓二州諸軍事鎭南將軍の地位を與えられて枋頭都將となり、又、外都大官を拜しては平刑折獄甚だ聲稱を得たとある。子・洛拔は功臣の子として侍御中散を拜し、世祖に愛寵せられて車駕征討には常に侍衞の官となり、恭宗の時に出でて使持節散騎常侍寧東將軍・和龍鎭都大將・營州刺史となり治績をあげて後、外都大官となっている。

陸俟については魏書（卷四）列傳第二八　陸俟傳に

陸俟代人也、曾祖幹・祖引世領部落、父安太祖時、率部民隨從征伐、數有戰功、拜勵威將軍離石鎭將、天興中爲上黨太守關內侯。俟少聰慧有策略（中略）。世祖親征赫連昌、詔俟督諸軍鎭、大磧以備蠕蠕（略中）。又以俟都督秦雍二州諸軍事平西將軍長安鎭大將、與高凉王那擊蓋吳於杏城、大破之（略中）。遷內都大官、安定盧永劉超等聚黨萬餘以叛、世祖以俟威恩被於關中、詔以本官加都督秦雍諸軍事、鎭長安（略中）。世祖大悅、徵俟還京師、轉外都大官、散騎常侍如故。

とある。陸俟も前の樓伏連・羅結等と同じく部落酋帥を父祖にもつものであって、太宗に仕えて襲爵し功を樹てて長安鎭大將を拜し、高凉王・那と蓋吳を破り、還っては內都大官となり、關內の不穩に際しては、俟の威恩が關中を壓していることから再び長安に鎭せしめられる等、世祖の關中攻略に大功を立てている。又、京師に徵還せられては外都大官となっている。以上、樓伏連以下陸俟に至る六人の代人は何れも父祖以來拓跋王家と生死を共にして來た譜代の腹心であると共に、武將として赫々たる武勳に輝くものである。かれらが北人社會の傳統習俗の維持者であり、寢食を共にした北族部人に對して、舊部帥としての立場からも、征服王朝の國人としての立場からもその最高の理解者であるとして、北魏王室が

かれらの獻策に多くを期待したであろうことは想像に難くない。このことがかれらを三都に任ずることによって北人の裁判其他に當らせた所以であろう。

最後に、北人ではあるがその出自も歸誠の時期や事情も前記六人とは異なり、被征服地に於いてその配下部衆に對し強大な支配力をもっていたと思われる閭大肥兄弟以下崔衡に至る八人の者についてふれておこう。

閭大肥兄弟については魏書 卷三〇 列傳 第一八 閭大肥傳に

閭大肥蠕蠕人也。太祖時與其弟大涅倍頤率宗族歸國、太祖嘉之、尙華陰公主、賜爵其思子、與其弟並爲上賓、入八議。太宗卽位、進大肥爲內都大官、增爵爲侯（略）。泰常初復爲都將、領禁兵討蠕蠕、獲其大將莫孤渾（略）。世祖初復與奚斤出雲中白道、討大檀破之、還爲內都大官。

とあって、蠕蠕の出であった閭大肥はその弟・大涅倍頤と宗族を率いて歸國したのに對し、太祖は之を嘉して華陰公主と妻わせ、爵・其思子を授け、弟と共に上賓となした上、國政の樞要機關である八議に入れている。太宗が卽位すると內都大官に任じ、泰常の初めには禁兵を領して蠕蠕を討たせており、世祖の初めには奚近と共に、また蠕蠕の首魁・大檀を討って之を破り、還って再び內都大官となり、出でて冀・青二州刺史となり、還っては三たび內都大官に除せられている。なお、弟・鳳は襲爵して高宗のときに內都大官となっている。

李寶については、魏書 卷三九 列傳 第二七 李寶傳に

李寶字懷素（中略）、隴西狄道人、私署涼王嵩之孫也（中略）。伯父歆爲沮渠蒙遜所滅、寶徙於姑臧、歲餘隨舅唐契、北奔伊吾、臣於蠕蠕（中略）。世祖遣將討沮渠無諱於敦煌（中略）、寶自伊吾南歸敦煌（中略）、遣弟懷達奉表歸誠、世祖嘉其忠款（中略）。別遣使、授寶使持節侍中都督西垂諸軍事・鎭西大將軍・開府儀同三司・領護西戎校尉・沙州牧・敦煌公、仍鎭敦煌、四品以下聽承制假授。眞君五年入朝、遂留京師、拜外都大官、轉鎭南將軍并州刺史、還除內都大官（下略）。

とある。李寶はいわゆる西涼・私署涼王・暠の孫で、伯父・歆が沮渠蒙遜に滅ぼされるや伊吾に奔って蠕蠕に服屬してい

たが、世祖が沮渠無諱を征西するのに際會して、敦煌城府を規復し、弟・懐達を遣わして世祖への歸誠を表することとした。よって世祖は沙州牧敦煌公等の地位を與えて優遇し、敦煌に鎮せしめていたが、眞君五年寶が入朝すると留めて外都大官に拜しており、後に鎮南將軍として幷州刺史に轉出させ、還るとこのたびは內都大官に除している。

薛謹については魏書 卷四 列傳 二〇 第三 薛辯傳に

薛辯字允白、其先自蜀徙於河東之汾陰、因家焉。祖陶與薛祖落等、分統部衆、故世號三薛、父彊復代領部落(中略)、彊遂總攝三營(中略)。辯復襲統其營、爲興尙書郎建威將軍河北太守。

とあって、薛謹の父・辯の祖先は蜀から河東汾陰に徙居したもので、辯の祖父・陶の時代には部衆を三分して分統していたため三薛と呼ばれていたが、父・彊は三營を總攝して部衆を綏撫し民の心服を得ていたから、石虎・苻堅の侵略を防ぎ得て、後秦・姚興に仕え、その鎭東將軍となり入っては尙書に任ぜられていた。辯は彊の後を襲って其の營を統べ姚興の尙書郎・建威將軍河北太守となっていたという。謹については上の記事に續いて

子謹字法順(中略)、劉裕搖泓、辟相府行參軍、隨裕渡江(中略)、辯將歸國、密使報、謹遂自彭城來奔。朝廷嘉之、授河東大守(中略)。始光中、世宗(祖の誤)詔奚斤討赫連昌、勅謹領偏師、前鋒鄉導、既克蒲坂(中略)、謹仍爲太守、遷秦州刺史、將軍如故(中略)、謹自郡遷州、威惠兼備風化大行(中略)。眞君元年徵還京師、除內都大官。

とある。時に南朝・宋・武帝劉裕が姚興の子・泓を攻略し江を渡って迫って來た。辯は北魏に歸服しようとして謹に報じたところ、謹は彭城から來奔した。世祖は嘉してこれに河東太守を授けた。又、謹に命じて奚斤と共に夏の赫連昌を伐たせ、この地に秦州を創置して謹をその刺史とした。兵荒絶えず山胡・蕃部の動搖激しいこの地にあって、威惠兼ね備えたかれの治績大いにあがり、風化大いに行なわれたという。世祖は眞君元年京師に徵して內都大官に除している。

唐和については魏書 卷四 列傳 三 第三 唐和傳に

唐和字稚起、晉昌宜安人也。父繇以涼土喪亂民無所歸、推隴西李暠於敦煌、以寧一州。李氏爲沮渠蒙遜所滅、和與兄

契攜外甥李寶、避難伊吾（中略）、和與契遣使來降（中略）。又剋高寧白力二城、斬其戍主、遣使表狀、世祖嘉其誠款（中略）。由是諸胡款附、西域剋平（中略）。正平元年和詣闕、世祖優寵之、待以上客。高宗以和歸誠（中略）、太安中出爲濟州刺史、甚有稱績、徵爲內都大官、評決獄訟、不加捶楚、察疑獲實者甚多、世以是稱之。

とある。晉昌・宜安の人であった唐和は自立していた涼王・李暠が沮渠蒙遜に滅ぼされるや兄・契及び外甥・李寶等と伊吾に避難し、その地で民衆二千餘家を招集して蠕蠕に服屬していたが、世祖の征西を知るやこれに降ったため蠕蠕の壓迫を強く受けることとなった。和はこれらと戰って、高寧・白力二城の戍主を斬り、又、柳驢戍主・乙眞伽を擒にする等の戰捷をかち得たため西域諸胡も款附するまでに鎭定せられた。和が正平元年拜謁すると、世祖は特に優寵して上客となし、高宗は功臣なるが故に特に禮遇し、太安中には出だして濟州刺史となしたが治績稱すべきものあり、後徵して內都大官に任じたが、捶楚を加えることなく察獄實を得るものが多かったため世に之を稱したとある。

皮豹子については魏書（卷五）列傳第三九 皮豹子傳に

皮豹子漁陽人（中略）。泰常中爲中散（中略）、世祖時爲散騎常侍（中略）、出除使持節侍中都督秦雍荊梁四州諸軍事安西將軍・開府儀同三司・進爵淮陽公・鎭長安（中略）。後坐盜官財、徙於統萬（中略）。尋除都督秦雍荊梁益五州諸軍事、進號征西大將軍・開府・仇池鎭將、持節公如故（中略）。徵豹子爲尙書、出爲內都大官（中略）。不覺胡走、無捷而還、又坐免官、尋以前後戰功、復擢爲內都大官、和平五年六月卒。

とある。皮豹子の歸誠の時期は明確を缺く。唯、泰常中、中散と爲ったことから考えれば恐らく太宗時代に歸國したものであろう。かれは世祖の夏・後秦の故地經略に奔走して長期間長安・仇池に鎭し、南方から江を渡って北上して來ようとする劉義隆（南朝・宋の文帝）の軍と戰いを交え、秦・雍・荊・梁・益の諸州を鎭壓している。高宗時代（興安二年正月以後）徵せられて尙書となり、ついで內都大官となったが、更に前線に出て河西胡を討ったが勞多くして効を收め得ず、ために坐して官を免ぜられたが、高宗は前後の戰功により擢して內都大官となしている。

父、呂羅漢については魏書一卷五 列傳第三九 呂羅漢傳に呂羅漢本東平壽張人、其先石勒時徙居幽州、祖顯字子明、少好學(略中)。慕容垂以爲河間太守、皇始初以本郡來降、太祖嘉之(略中)。父溫(略中)。羅漢仁篤愼密、弱冠以武幹知名(略中)、世祖嘉之、徵爲羽林中郎(略中)。高宗之立、羅漢有力焉、遷少卿(略中)。及蠕蠕犯塞、顯祖討之、羅漢與右僕射南平公元目振(略中)。出爲鎭西將軍秦益二州刺史。時仇池氐羌反攻(略中)、掩擊氐羌大破之、斬其渠帥、賊衆退散、詔羅漢曰、卿以勞勤獲敍才能致用(略中)、仇池近邊境、兵革屢興(略中)、皆由鎭將不明、綏禁不理之所致也、卿應藩赴擊(略中)、隴右土險、民亦剛悍、若不導之以德、齊之以刑、寇賊莫由可息、百姓無以得靜(略中)、卿可召集豪右、擇其事宜、以利民爲先、益國爲本、隨其風俗以施威惠、其有安土樂業(略中)。高祖詔羅漢(略中)、徵拜內都大官、聽訟察獄、多得其情。

とあって、羅漢の祖先は東平壽張から後趙・石勒の時代に幽州に徙居したものであって、祖父・顯は後燕・世祖・慕容垂に仕えて河間太守であったが太祖の中原平定の際皇始の初にこれに來降している。父・溫は戰功により上黨太守となり治名を稱せられたという。羅漢は世祖・高宗・顯祖・高祖の四代に仕え、その間隴右・秦益方面の氐・羌の鎭壓綏撫に威惠を以て臨み大いに實績をあげ、後、高祖に徵せられて內都大官となったが、聽訟察獄多く其の情を得たといわれる。

最後に崔衡については魏書卷二四 列傳第二 崔玄伯の條に崔寬・崔衡父子の傳を記して

時淸河崔寬、字景仁、祖彤隨晉南陽王・保、避地隴右、遂仕於沮渠李暠。父剖字伯宗(略中)、世祖西巡、剖乃總率同義、使寬送款。世祖嘉之(略中)。寬後襲爵武陵公・鎭西將軍、拜陝城鎭西將。嶠地嶮、民多寇刼、寬性滑稽、誘接豪右、宿盜魁帥、與相交結、傾衿待遇、不逆微細、是以能民庶忻心、莫不感其意氣。

とあるによれば崔衡の祖父・彤は晉・南陽王に從って隴右に徙り、西凉王・沮渠李暠に仕えていたが、父・剖は世祖の征西に際し同志を總率し、子の寬とともにこれに歸することとした。世祖は之を嘉び寬を威遠將軍岐陽令に拜し、爵沂水男を賜わっている。寬は後、武陵公を襲爵し陝城鎭西將を拜したが、隴右南部の南朝領域と隣接したこの地域は土地は嶮

峻、民は寇刼で綏撫し難い土地柄であったが、寛はよく豪右に誘接し宿盗・魁帥と相交わって衿を傾け丁重に禮遇したので、その意氣に感じて民庶は心からこれに服したとある。管轄地域の民に心服をかち得ていた寛の子・衡については

長子衡、字伯玉、少以孝行著稱（中略）、承明元年、遷內都坐令、善折獄、高祖嘉之。

とある。父・寛に仕えて孝を以て稱せられた衡は父の遺風を繼いで豪右・宿盗・魁帥に接していたものと思われる。南朝・宋と境を接するこの地域の民心を得るにはこの地域の巨魁・豪右への中央政府の對處のしかたが、直ぐにかれら異部族民（多く氐と羌）の動向を決することとなる筈である。このことが衡を北人專掌の獄官內都坐令に徵した狙いであったのであろう。果たして衡は折獄を善くしたので高祖はこれを嘉したとある。崔衡を高祖が內都坐令に任じた理由とその任命によって期待したところと同一のことが閭大肥兄弟以下八人のこの種三都就任者には通有しているものと考えられる。すなわち高祖によって內都大官を拜した呂羅漢についてはかれに下した顯祖の詔に「仇池は邊境で、兵革が屢々起るところであるが、これを防ぐには鎭將の明と民への威惠の條理に叶った實施（綏禁）が不可缺の要件であり、隴右のような剛悍な民に對しては、德を以て導き刑を以て齊えねば寇賊はやまず百姓は靜を得られない。豪右を召集するにはその事宜によってすべきであって、民利と國益を先となし其の風俗に隨って威惠を施すべきであるが、羅漢は氐羌蕃居のこの地域に於いて大いに實績をあげ得た。これは卿がこの道理を辨えてこれを實行したからである」という意味のこと述べている。邊境であって國境の新征服地で且つ、剛悍な異部族・氐・羌の住地であるこの地統治の經驗は中央の北人裁判及び中央からの北人對策に吸收せられねばならぬ貴い方途であった筈である。高祖が羅漢を徵して內都大官に拜した理由はここにあったのであろう。この點は彭城から來奔して世祖に歸した薛謹の場合も同樣であって、夏の赫連昌を討って蒲坂に剋ち、創置せられた秦州の初代刺史として威惠兼備・風化大いに行なわれる實績をあげた謹を、世祖は眞君元年に京師に徵還して內都坐大官に除している。また閭大肥兄弟の三都就任の理由について考えても、元來蠕蠕人であるかれらが宗族を率いて歸國し、八議に列せられてから後、度度の蠕蠕遠征に功を立てたかれらであってみれば、蠕蠕の部族社會に於ける傳統習俗

には充分通じていた筈であり、このことが世祖をして內都大官に任命させた根據であろうし、李寶・唐和の場合にもこの例は適用される。すなわち前者は西涼王・李暠の孫であって元來がこの地域に絕大な威力を振った涼朝宗族の出であるが、身をよせていた伯父・歆が沮渠蒙遜によって滅ぼされると一時蠕蠕に服屬し、後、部衆を集めて勢を回復し敦煌城府を規復して世祖に歸誠し、沙州牧・敦煌公としてこの地域の部衆を統治していたものである。かれ李寶が眞君五年京師に入朝するや、世祖はこれを內都大官に拜している。唐和も李寶の宗族に屬するものと考えられるが、沮渠蒙遜の侵攻に際しては李寶等と共に伊吾に難を避けて蠕蠕に身をよせていたが、世祖の西巡に會して來降し、以後、蠕蠕と戰い更に西域を討って、是より諸胡款附・西域剋平という治績を收めている。高宗が徵して內都大官となしたのもこれらの實績によるものであろう。皮豹子は夏・涼の故地關中・秦益地域に四百五十年代以降五胡の立てた國が姿を消すと、南方から南朝・宋文帝（劉義隆）が氐・羌の殘存勢力を使嘱して激しい攻勢に出ることとなった時期に、乏糧・寡弱を以てよく戰い、世祖の眞君三（442）年以後約十年の間、時には仇池鎭將となり、時には都督秦雍荆梁益五州諸軍事となって、統萬・安定・長安等の要衝を護り固めた武勳に輝く功勞者であった。かれが終りに河西諸胡と戰って、戰果を擧げ得ず還ったため坐して官を免ぜられた後に、前後の戰功によって再び內都大官に擢せられた一事からも、かれの武勳の並々でなかったことが知られよう。皮豹子に對する高宗の二回に亘る內都大官任命にしても、かれの十餘年間に亘るこの地域の戰鬪と統治による氐・羌諸部人等の北人への獄訟統治の經驗を中央施策としての北人裁判統治等に生かそうとしたものであろうことは、前記の呂羅漢等と軌を一にするものであったと思われる。

以上前表に示した三十九人の三都就任者の出身經歷について檢討したが、これを要約すれば素・以下廣陵王・羽に至る十八人の宗室出身者は、北人裁判並びに北人への諸施策についての拓跋王家の代辯者であり、封懿以下張溫兄弟に至る五人（古弼・張黎は除外）は漢人官僚的政治理念を以て北人裁判並びに諸施策に臨まんとするものであり、樓伏連父子以下陸俟に至る六人の代人は鮮卑部族の傳統習俗を北人裁判並びに諸施策に生かさんとするものであり、閭大肥兄弟以下崔衡に

至る八人の被征服北族部族の酋帥・蕃王等は、かれらそれぞれの出身地域・出身部族の傳統習俗を當該北人の裁判諸施策に代辯するものであったと思われる。しかも後述するようにこれら諸種の傳統習俗・理念を代表する三都の配下には、これら部人中の良家子弟或いは年長器望の者を徴して充てた侍官を以て構成した局（諸局又は五局ともいう）を配し、局をして現地の動靜探索、羽林・虎賁等の禁兵差點、中央（三都）にもちこまれた獄訟決疑の下調べ、當該出身京官の殿最調査等を行なわせていた節がある。したがってこのような職任をもつ一局を率いる三都にかれらを任じておくことは、舊敵性部人に對してはもちろん股肱の心腹部族に對しても、かれら北人を拓跋王家に對して求心的狀態に保持してゆく上から、是非必要であったものと考えられる。以上のように三都をその配下の局の職能までも含めて考えれば、表面上は決疑獄事の一事にしぼられても、三都は北魏王朝の北人諸部族統轄上必要不可缺の機關であり、表記三十九人が諸種の北人の代辯者として三都就任を位置づけられたことも納得せられよう。北魏王朝にとってこのように重大な任務を帶びていた三都であったればこそ魏書（卷一〇八之三 志第一二 禮四之三）に文明太后崩後の葬祭を記した一節に

太和十四年九月高祖曰（中略）、外臣三月除、諸王・三都・尉馬及內職、至來年三月晦、朕之練也、除凶卽吉。

とあって、高祖は外臣の服喪は三ヵ月で足りるとしたが、三都は諸王及び尉馬・內職官人並びに高祖自身と等しく一樣に來年三月晦まで六ヵ月の服喪を命じており、また、同書同卷同項には

太和十五年四月癸亥朔、設薦於太和廟（中略）、高祖宿於廟至夜、一刻引諸王・三都大官・駙馬・三公令僕已下、奏事。中散已上及刺史・鎭將、立哭於廟庭、三公令僕升廟既出。

ともあって、太和十五年四月朔、文明太后の太和廟に供物を奉る儀を行うに當り、廟に宿することになっていた高祖が、諸王・三都大官・駙馬及び三公令僕以下を率いて廟前で事を奏し、中散以上及び刺史・鎭將は立って廟庭に哭することとしたと述べているが、これらのことからも拓跋王家の大事に際しては、三都（又は三都大官）は常に直接の血緣者・諸王に次いで他のいかなる高官よりも王家に密着した官司として遇せられていたことが理解せられよう。（未完）